

令和4年度金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業 補助金交付要綱

令和4年4月27日 4政戦戦第186号

改正 令和4年8月25日 4政戦戦第549号

(交付の目的)

第1条 この補助金は、都内中堅・中小企業等の経営をサステナビリティに配慮した
ものへと転換を促すため、東京都（以下「都」という。）と「サステナブルファイナ
ンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関（以下「連携金融機関」とい
う。）が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）の
実行にあたり、必要となる費用の一部を支援するものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一 サステナビリティ・リンク・ローン

借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を設定し、その達成度合いと
融資条件が連動するローンで、外部評価機関により「サステナビリティ・リン
ク・ローン原則」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガ
イドライン」に対する適合性（準拠性、整合性含む。）について評価されたもの。

二 サステナビリティ・リンク・ローン原則

ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等が策定したSLLに関す
る自主的ガイドライン。

三 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

環境省が策定したグリーンローン及びSLLに関するガイドライン。

四 フレームワーク

外部評価機関により「サステナビリティ・リンク・ローン原則」や「グリーン
ローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する適合性
（準拠性、整合性含む。）について評価された、金融機関のSLLに関する枠組
み。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる業務（以下「補助対象事業」という。）は、次のと
おりとする。

一 中堅・中小企業がSLL調達の際に受ける各種コンサルティング業務等、又は
第三者機関による外部評価業務等

二 連携金融機関がSLLに関するフレームワークを策定する際に受ける外部評価
業務等

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次のとおりとする。

一 SLL調達の際に受ける各種コンサルティング業務等、又は第三者機関による外部評価業務等

次に掲げる要件を全て満たす中堅・中小企業とする。

ア 都内に本店登記する法人であること。

イ 連携金融機関の取引先であること。

ウ 連携金融機関によりSLLが実行されたこと。(私募債形式を含む。)

エ プライム市場に上場していないこと。

オ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

カ 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。

キ 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。

ク 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいないこと。

二 SLLに関するフレームワークを策定する際に受ける外部評価業務等

次に掲げる要件を全て満たす連携金融機関とする。

ア 都内に本店・支店・営業部その他営業拠点を二箇所以上有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)。

イ 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」への適合性(準拠性、整合性を含む。)について、外部評価機関等から第三者認証を取得したフレームワークを次条に規定する補助対象事業期間内に策定済又は策定予定であること。

(補助対象事業期間)

第5条 令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものであって、都が必要かつ適切と認めたものとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象事業期間内に契約が締結され、かつ支払が完了されている経費に限る。また、消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費並びに他の公的補助金や助成金の対象経費とされたものは除く。

(交付額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費に別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、次の各号の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる書類を都に提出し、本補助金の交付を申請するものとする。

一 S L L調達の際に受ける各種コンサルティング業務等、又は第三者機関による外部評価業務等

ア 補助金交付申請書、経費内訳(様式第1、様式第1別紙1)

イ 連携金融機関により実行されたS L Lに係る連携金融機関との契約書等(写し)及び当該S L Lが実行されたことが分かる根拠資料

ウ S L Lに係るサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(S P T s)等の目標決定に関して連携金融機関と対話を図ったことが分かる資料

エ 見積書(経費の内訳が分かること)

オ 補助対象事業実施計画書(様式第1別紙2)

カ 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し)

キ 納税証明書(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し)

ク 印鑑証明書(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し) ※郵送にて申請する場合に提出すること。

ケ 暴力団排除に関する誓約書(様式第1別紙3)

コ その他都が必要と認める書類

二 S L Lに関するフレームワークを策定する際に受ける外部評価業務等

ア 補助金交付申請書、経費内訳(様式第1、様式第1別紙1)

イ 見積書(経費の内訳が分かること)

ウ 補助対象事業実施計画書(様式第1別紙2)

エ 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し)ただし、連携金融機関応募時に提出した日から3ヶ月以上経過した場合に限る。

オ 印鑑証明書(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し) ※郵送にて申請する場合に提出すること。

カ 暴力団排除に関する誓約書(様式第1別紙3)

キ その他都が必要と認める書類

2 前項の申請は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一 申請は、令和5年3月15日までに行われること。

ただし都が認めた場合については、この限りではない。

二 申請は、補助対象事業者につき1回とする。

三 原則、補助対象事業者は、次条第1項の交付決定又は変更交付決定の通知を受けてから、補助対象事業に係る契約の締結を行い、遅滞なく契約書の写し（特約又は覚書等の写しを含む）を都に提出すること。交付申請前に補助対象事業が開始又は完了している場合であっても、当該契約は令和4年4月1日以降に締結されている必要がある。

（交付の決定）

第9条 都は、前条の規定による補助金交付申請書又は次条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書又は様式第3による変更交付決定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

2 前条の規定による交付申請書又は次条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、20日程度とする。

（変更交付申請）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第4による変更交付申請書を都に提出しなければならない。

（交付の条件）

第11条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 都は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して、補助対象事業の経理について調査、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

二 補助対象事業者は、都が必要と判断した調査やデータ等の提供を依頼した場合は、これに協力するものとする。

三 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、軽微な変更である場合を除いて、様式第5による事業計画変更承認申請書を都に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、前条に定める手続によるものとする。

四 補助対象事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を都に提出して承認を受けなければならない。

五 補助対象事業者は、補助対象事業期間に関わらず、各種コンサルティング業務等や外部評価業務等が当初の契約期間内に完了しないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書

を都に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行の状況について、都の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を都に提出しなければならない。

七 補助対象事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助対象事業者の名称、住所又は役員等の変更が生じたときは、遅滞なく都に報告しなければならない。

八 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、都の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

九 補助対象事業者は、補助対象経費について重複して本補助金以外の一切の補助金又は助成金を受給しないこと。

（申請の取下げ）

第12条 補助対象事業者は、第9条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に様式第9による補助金取下書を都に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したとき又は令和4年度内の実績について、原則令和5年3月31日までに以下に掲げる書類を都に提出しなければならない。

- ア 実績報告書(様式第10、様式第10別紙)
- イ 補助対象事業に関する経費の領収書等（写し）
- ウ その他都が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 都は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 12 による補助金請求書を都に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 都は、補助対象事業者から第 11 条第 4 号による補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合、若しくは該当すると都が認めた場合は、第 9 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助対象事業者が、法令等若しくはこの要綱に基づく都の指示等に従わない場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続して受ける必要がなくなった場合、その他の理由により補助対象事業を受けない場合（補助対象事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 何らかの事由により、連携金融機関から補助対象事業者（中堅・中小企業に限る。）へ S L L が実行されなかった場合

六 何らかの事由により、補助対象事業者へ各種コンサルティング業務等、又は外部評価業務等が履行されなかった場合

(補助金の返還)

第 17 条 都は、補助対象事業者に対し、前条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った補助金があるときは、当該補助対象事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、前条第四号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の返還の請求を受けたときは、都が指定する期限までに、当該補助金を都に返還しなければならない。

(違約加算金)

第 18 条 都は、第 16 条の規定による取消しを行った場合において、交付決定を受けた補助対象事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助対象事業者に対し、補助金の受領の日から納付の日までの日数（都の事務処理に

係る期間として都が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 当該補助対象事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを都に納付しなければならない。

(延滞金)

第 19 条 都は、補助対象事業者に対し、第 17 条第 1 項の規定により補助金の返還を請求した場合であって、当該補助対象事業者が、都が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助対象事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 当該補助対象事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを都に納付しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 20 条 補助対象事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、都の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(調査等)

第 21 条 都は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業に関し報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助対象事業者の協力義務)

第 22 条 補助対象事業者は、都が実施する本事業の効果分析等のために必要な範囲においてデータ提供、セミナー、ホームページ等での事例発表、アンケート調査等を求めたときは、これに応じるものとする。

(補助内容等の公表)

第 23 条 都は、交付を受けた者の名称、代表者名、補助内容、補助対象事業者に S L L を実行した連携金融機関の名称等について、同意を得て公表することができるものとする。

(秘密の保持)

第 24 条 都は、補助対象事業者がこの要綱に従って都に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定の

ための検査等、補助対象事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年 9 月 29 日規則第 141 号）、及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。その他、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、都が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 25 日から施行し、令和 4 年 8 月 25 日から適用する。

別表

1. 補助対象事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
<p>①中堅・中小企業がSLL調達の際に受ける各種コンサルティング業務等</p> <p>②第三者機関による外部評価業務等</p>	<p>①ESGに関する戦略策定、マテリアリティ特定支援、設定した目標の達成に係る事後検証、温室効果ガス排出量算定・削減支援、気候変動リスク分析、ダイバーシティ推進等に係る経費</p> <p>②外部評価機関による評価業務等に係る経費</p> <p>上記に加え、その他都が必要と認める経費</p>	<p>上限100万円のうち都が必要と認めた額</p>	<p>50%</p>
<p>連携金融機関がSLLに関するフレームワークを策定する際に受ける外部評価業務等</p>	<p>外部評価機関によるフレームワーク評価業務等に係る経費並びにその他都が必要と認める経費</p>	<p>上限100万円のうち都が必要と認めた額</p>	<p>50%</p>